

令和 2 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和 3 年 6 月 2 日

目次

I 総論	1	第7 緊急の事態への対処	13
第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項	1	1 緊急事態への対処	
1 事業運営方針		2 緊急事態への対処体制の整備	
2 重点事項		3 緊急時対応訓練の実施	
II 令和2年度における委員会の取組	3	第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	14
第2 委員会の運営全般	3	第9 国際協調の推進	15
1 委員会会合の開催		1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2 企画等専門調査会の開催		2 海外研究者等の招へい	
3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催		3 海外の食品安全機関等との連携強化	
4 委員会と専門調査会等の連携の確保		4 海外への情報発信	
5 リスク管理機関との連携の確保		III 令和元年度における委員会の運営状況の総括	16
6 事務局体制の整備		(参考資料)	
第3 食品健康影響評価の実施	4	参考1 食品健康影響評価の審議状況	1
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施		参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	2
2 評価ガイドライン等の策定		参考3 主な食品健康影響評価の概要	10
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施		参考4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について	14
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	7	参考5 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	19
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査		参考6 情報発信、意見交換会等の現状	36
2 食品安全モニターからの報告			
第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	8		
1 食品健康影響評価技術研究の推進			
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進			
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施			
第6 リスクコミュニケーションの促進	9		
1 様々な手段を通じた情報の発信			
2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発			
3 関係機関・団体との連携体制の構築			

<p style="text-align: center;">食品安全委員会令和2年度運営状況報告書（案）</p>	<p style="text-align: center;">令和2年度食品安全委員会運営計画 （令和2年3月31日食品安全委員会決定）</p>
<p>I 総論</p> <p>第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>1 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和2年度食品安全委員会運営計画（令和2年3月31日委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>（1）事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>2 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>新型コロナウイルス対策を徹底しながら、調査審議を実施した。委員会を32回、専門調査会等を111回（内105回はweb会議）開催し、90案件の評価依頼を受け、98案件の評価を終了した。（第3の1（1）～（3）参照）</p> <p>a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進</p> <p>農薬取締法改正に伴い導入される令和3年度からの農薬の再評価に対応することを踏まえ、農薬専門調査会を農薬第一専門調査会から第五専門調査会までの5つの専門調査会に再編し、リスク管理機関と連携しつつ準備作業を進めた。</p> <p>b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施</p> <p>研究事業の成果が得られたこと等を踏まえ、ポリマー添加剤を使用する食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入や、溶出試験法で得られた知見の反映の観点から、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を改訂し、10月6日の第792回委員会会合において公表した。リスク評価の実施へ向けて、リスク管理機関と調整を進めた。</p> <p>c. 新たな評価手法の導入に向けた検討</p> <p><i>in silico</i> 評価方法のうち(Q)SAR ((Quantitative) Structure-Activity Relationship: (定量的) 構造</p>	<p>（2）重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進</p> <p>平成30年6月の農薬取締法の改正によって、国内登録のある農薬について一定期間ごとに最新の科学的水準に立って実施する再評価制度が令和3年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるよう準備作業を進める。</p> <p>b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施</p> <p>平成30年6月の食品衛生法の改正によって、食品用器具・容器包装について国際整合的なポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質に関し、評価指針等に基づき、リスク評価依頼がなされた物質から順次リスク評価を行う。</p> <p>c. 新たな評価手法の導入に向けた検討</p> <p>ベンチマークドーズ法について、「食品健康影響評価における</p>

活性相関) について、評価技術企画ワーキンググループにおいて「食品健康影響評価において(Q) SAR を活用して変異原性を評価する場合の手引き」をとりまとめ、3月2日の第806回委員会会合において報告した。

また、ベンチマークドーズ法について、指針に基づき、動物試験で得られたデータでの活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、調査事業等を通じ、既存の適用事例に関する情報等の知見の蓄積を行い、検討を進めた。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、ウェブを活用してリスクコミュニケーションを行うこととし、状況に応じてオンライン会議システムや動画配信を活用して実施した。

地方公共団体を対象とした全国食品安全連絡会議を9月及び2月に開催したほか、食品関係事業者や関係団体をメインターゲットとした精講を10月に開催した。いずれも情報発信に YouTube を利用した。地方公共団体との共催による意見交換会はオンライン会議システムを利用して実施した。

また、一般消費者や学校関係者、食品関係事業者を含む関係者を対象として、SNS (特に Facebook と YouTube) による情報発信及びホームページのコンテンツ充実に努めた。

③ 研究・調査事業の活用

8月17日の研究・調査企画会議において、令和3年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題について「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和3年度)」(以下「優先実施課題」という。)を取りまとめ(参考5-4)、これに基づき、令和3年度研究課題について、公募、事前評価を経て採択を行った。また、令和2年度に実施中の研究課題及び既に終了した調査・研究課題に対し、同会議による中間評価、事後評価及び追跡評価において、成果及びその活用について審議を行った。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

海外への情報発信については、評価が終了した食品健康影響評価の概要や評価指針等の英訳及びホームページへの掲載、委員会英文ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」の発行等により積極的に取り組んだ。

予定していた国際会議等への出席や海外の専門家の招へいしたワークショップの開催等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くが来年以降への延期となったが、一部ウェブ開催に変更となり開催された会議等への出席や、海外の食品安全機関とのウェブ会議システムを利用した日常的な意見交換・情報交換等を通じ、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集を行った。

ベンチマークドーズ法の活用に関する指針「動物試験で得られた用量反応データへの適用」(令和元年10月29日委員会決定)に基づき、その活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。また、in silico 評価方法の活用を推進するため、その適用手順等について知見の蓄積を行う。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定(令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。))等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、協力文書を締結している機関との定期会合や海外の専門家を招へいして国際ワークショップを開催する等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

Ⅱ 令和2年度における委員会の取組

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

32回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、1回臨時会合を開催した。

(2) 企画等専門調査会の開催

6月12日の第30回会合において、令和元年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、令和2年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。

11月14日の第31回会合においては、令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和2年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。

2月4日の第32回会合においては、令和2年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、以下のとおり委員会に報告することとなった。

- ・ 「*Unicapsula seriola*」は評価に必要と考えられる科学的知見が不足していることから「自ら評価」案件として取り上げないが、引き続き科学的知見の集積の動向を注視する。

また、令和3年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、これを了承した。さらに、令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告を行うとともに、令和3年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催

添加物専門調査会（7回）、農薬第一専門調査会（4回）、農薬第二専門調査会（9回）、農薬第三専門調査会（8回）、農薬第四専門調査会（7回）、農薬第五専門調査会（7回）、動物用医薬品専門調査会（12回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（2回）、プリオン専門調査会（4回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（10回）、新開発食品専門調査会（1回）、肥料・飼料等専門調査会（9回）をそれぞれ開催した。

また、栄養成分関連添加物ワーキンググループ（1回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（6回）、評価技術企画ワーキンググループ（5回）、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ（7回）、鉛ワーキンググループ（5回）、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ（2回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、9件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会等を合同で開催

<p>専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行ったものについては、以下のとおり。</p> <p>5月18日の動物用医薬品専門調査会に肥料・飼料等専門調査会及び農薬第二専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>7月29日の動物用医薬品専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>8月19日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員2名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>8月21日の添加物専門調査会にかび毒・自然毒等専門調査会専門委員の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>3月19日の添加物専門調査会にアレルギーを含む食品に関するワーキンググループの専門委員3名を招いて調査審議を行った。</p> <p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、11月11日及び2月5日に開催された食品安全行政に関する関係府省連絡会議や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 昨今の食品安全に関する課題に対応した評価体制を強化するため、所要の体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度導入のための定員及び薬剤耐性菌のための定員を措置し、体制を強化した。</p>	<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。</p> <p>添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする90件について食品健</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>

康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、98件について評価結果を通知した。
以下は、その概要である。

なお、専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。

企業申請品目については、リスク管理機関から49件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、51件の評価結果をリスク管理機関に通知した。標準処理期間を超過したものはなかった。

① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。）

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計8件の評価結果を通知した。

② 農薬

厚生労働省又は農林水産省から計41件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計39件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計15件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、同省に1件の評価結果を通知した。

⑤ 微生物・ウイルス

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計2件の評価結果を通知した。

⑥ プリオン

厚生労働省から計2件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計4件の評価結果を通知した。

⑦ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計30件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計10件の評価結果を通知した。

⑧ 新開発食品

前年度までに要請のあったものを含めて、消費者庁に1件の評価結果を通知した。

⑨ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計16件の評価結果を通知した。

⑩ 薬剤耐性菌

前年度までに要請のあったものについて、農林水産省に2件の評価結果を通知した。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

10月6日の第792回委員会会合において、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を改訂した。

薬剤耐性菌については、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の改訂の検討を進めた。

農薬については、農薬第一専門調査会において「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」及び「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」をとりまとめた。なお、令和3年4月6日の第811回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」の関係資料として位置づけるための指針の一部改訂を行った。

添加物については、研究事業の取りまとめを活用して、評価指針の改訂（国際的な動向を踏まえた評価手法の改訂及び乳児を対象にした評価手法の策定等）を進めた。

遺伝子組換え食品等については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の改訂の検討を進めた。

評価技術企画ワーキンググループにおいて、「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き」をとりまとめ、3月2日の第806回委員会会合において報告した。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

公募等により寄せられた意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議を行い、2月16日の第805回委員会会合において審議した。その結果、「自ら評価」案件として選定されたものはなかったが、以下のとおり対応することとした。

- ・ 「*Unicapsula seriola*」は評価に必要と考えられる科学的知見が不足していることから「自ら評価」案件として取り上げないが、引き続き科学的知見の集積の動向を注視する。

(2) 「自ら評価」の実施

① 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」について、平成20年5月13日に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググル

2 評価ガイドライン等の策定

本年度においては、器具・容器包装について、ポリマー添加剤の評価に対応するため、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日委員会決定）の改訂を行うとともに、薬剤耐性菌について、国際的な動向を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を行う。

農薬については、再評価制度の開始も見据え、最新の科学的知見を踏まえ、残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）の改訂に向けて精力的に検討を進める。

添加物については、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を検討するとともに、遺伝子組換え食品等については、より適切な評価の推進のため、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日委員会決定）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日委員会決定）の改訂を検討する。

3 「自ら評価」の推進

(1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の調査審議の推進

前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進める。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）
- ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

<p>ープ及び平成31年4月23日に設置した鉛ワーキンググループにおいて、調査事業等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行っている。</p> <p>② アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価 平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」について、平成29年10月1日に設置したアレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行っている。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信</p> <p>① 「自ら評価」の評価結果について 令和2年度内に評価が終了した案件はなかった。</p> <p>② 「自ら評価」案件選定過程で決定された事項（情報収集等）について 平成30年度の「自ら評価」案件としては選定されなかったが「積極的な情報収集及び情報提供を行う」とされた「魚・魚加工品中のヒスタミン」について、ヒスタミンの科学的知見の収集に関する調査結果を元にファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行った。また、ダイオキシン類の科学的知見の収集に関する調査結果を元にファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行った。</p>	<p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 リスク管理機関に対し、平成30年10月1日から令和元年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認する施策の実施状況調査（第25回）を10月に開始し、3月16日の第808回委員会会合においてその概要を報告した。 今回の調査対象は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目（154件）と、平成30年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（87件）の合計241件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が158件、次回への調査継続となった品目が83件であった（参考4）。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時報告について、平成31年4月から令和2年3月までに食品安全モニターから21件の提案・報告を受け付け、その概要を7月21日の第784回委員会会合において報告した。分野別では、「微生物・ウイルス等」に該当するものが最も多く9件、関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多く14件であった。 ・ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査については、令和3年2月に実施し、その結果の取りまとめを行っている。 	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和3年2月を目途に実施する。</p>

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

研究・調査企画会議事後評価部会において、令和元年度に終了した9研究課題について事後評価を実施し、9月1日の第788回委員会会合において評価結果を報告した(参考5-3)。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、9課題中の2課題を対象として「令和2年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を3月3日に公開で開催した。

(2) 本年度における研究課題の実施

令和元年度採択課題(7課題)及び令和2年度採択課題(9課題)について研究を実施した(参考5-1、5-2)。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和3年度に継続実施予定の課題(10課題)については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会(以下「事前・中間評価部会」という。)において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、3月2日の第806回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した(参考5-6)。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

事前・中間評価部会において、令和3年度の優先実施課題(案)を取りまとめ、9月1日の第788回委員会会合において決定した(参考5-4)。この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った(9~10月)。

公募の際には、プレスリリースを行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、3月2日の第806回委員会会合において2課題の採択を決定した(参考5-5)。

(4) 適切な経理の確保

2~3月に、令和2年度新規採択課題を中心に6機関の経理事務担当者に対し、研究費の適正な執行を確保するため、書面による自己点検及び指導を行った。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図った。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日

<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 令和3年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、3月2日の第806回委員会会合において3課題を選定し(参考5-7)、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 令和2年度調査課題(6課題)について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した(参考5-7)。 調査結果報告書については、著作権等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 12月25日の研究・調査企画会議プログラム評価部会において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。</p>	<p>関係府省申合せ)) 等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p> <p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 各媒体の利用傾向を把握し、食品健康影響評価その他の食品の安全性について、情報発信を行った。</p>	<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。本年度の重点テーマは「食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とするとともに、重点対象者は学校教育関係者及び食品関係事業者とするが、機動的な対応が必要な案件が生じた際には、適切に対応する。 また、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、対象者のニーズの把握に努める。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p>

(1) ホームページ

ホームページで、食品健康影響評価結果等の科学的情報、委員会及び専門調査会の開催状況等を提供した。小学校高学年を対象としたコンテンツ「キッズボックス」については、食中毒予防や、食品の安全は摂取した食品や物質の量に関係するといった、食品安全の基本的な考え方を取り上げ、毎月更新した。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、4月に「新型コロナウイルス感染症と食品について」のページを開設し、食品そのものや包装から新型コロナウイルス感染症に感染したという知見・情報は得られていないこと、感染予防に効果がある食品の報告はないことなどを掲載した。

また、掲載情報をより見やすくするため、下記の掲載の見直しを行った。

- ・「キッズボックス」、「お母さんになるあなたへ」、「食の安全ダイヤル Q&A」のそれぞれのページに相互にリンクできるバナーを設置。
- ・50音ハザード情報について、検索が容易になるよう構成を見直すとともに、補足情報を追記した。

(2) SNS 等

① Facebook

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、Facebook において、健康食品で感染症が防げるものはないことや、テイクアウトやデリバリー食品の喫食、販売時の注意点について、積極的に発信した。また、食中毒予防に役立つ情報、いわゆる「健康食品」に関するメッセージ、カフェインの過剰摂取を防止する注意喚起等を科学的根拠とともに発信した（約4本/週、計203本）。

加えて、秋ごろから全国で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、風評被害を防止するため、新たな都道府県での発生の都度、リスク管理機関が発する情報とともに、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないことを配信した（計23回）。

② メールマガジン

メールマガジン「Weekly 版」を原則毎週発行し、委員会の開催情報等を通知した。

また、秋ごろから全国で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、風評被害を防止するため、新たな都道府県での発生の都度、メールマガジン「臨時号」により、リスク管理機関が発する情報とともに、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないことを配信した（計23回）。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、一般消費者向けの情報について、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を見直し、本年度内に更新する。

(2) SNS 等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、新たな媒体の活用を含めた各ツールの役割分担・連携について、前年度に行った利用状況分析やアンケート結果を踏まえ、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、改善を進める。

① Facebook

「食品安全委員会公式 Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、上記利用状況分析やアンケート結果も踏まえた利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly 版」として発信するとともに、「読物版」として、消費者のみならず食品関係事業者等にも役に立つ食品健康影響評価等の内容や食品の安全に関する情報を分かりやすく解説して発信する。

③ ブログ

Facebook 及びメールマガジン「読物版」で発信した科学的情報を広く提供するため、随時ブログに掲載した（約4本/週、計202本）。

④ YouTube

10月に「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル - ノロウイルス -」の動画を配信した。また、食品安全の基礎知識やキッズボックスの内容を紹介する動画、及び「いわゆる『健康食品』に関する19のメッセージ」の動画を配信した。

地方公共団体との食品安全連絡会議における情報発信も YouTube を活用し、9月と2月に開催した。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での配布は限定的となったが、広報誌「食品安全」については、全国の消費者団体や希望する図書館等に約3,000部配布するとともに、関係省庁の記者クラブへ発行したことを周知し、Web版とともに活用を呼びかけた。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」についても、講師派遣や意見交換会等の際の資料として可能な限り配布を行った。学会の出展ブース等で掲示するポスターについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により出展での掲示の機会はなかったが、来庁者の目に触れるよう、定期的に貼り替えながら事務局内に掲示した。

(4) 食品の安全性に関する用語集

新型コロナウイルスの影響により、消費者との意見交換会等が中止となり、冊子の配布は予定通り実施できなかったが、全国食品安全連絡会議の機会に全国の地方公共団体に配布し、好評を得ている。

疫学に関連する用語の見直しを行い、3月にウェブサイト版を更新するとともに、Facebook やブログで周知した。

2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebook で配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

「精講：食品健康影響評価」等の講座について、講座参加者への復習の機会と、講座に参加できなくとも講座内容を視聴する機会を提供するため、動画として見やすい形になるよう資料を入れ込むなどの編集をした上で、掲載する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」を、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスター（2019年改訂）について、学会のブース出展等で掲示し、来場者への食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

くわえて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について、食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会等では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

冬季に発生件数が急増するノロウイルスによる食中毒の予防に資するため、食品事業者、研究者、行政担当等の専門家を対象に、10月に、講座「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル-ノロウイルス-」についてYouTubeを活用して動画配信し、受け付けた質問をもとにQ&A集を作成し、公表した。

(2) 意見交換会、講師派遣等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の業務を優先することを理由として、意見交換会を開催した地方公共団体は少なかった。京都府と名古屋市は食品安全委員会と共催の意見交換会を、いずれもオンライン会議システムを利用して開催した。

地方公共団体の主催する意見交換会・講習会への講師派遣は4回（岩手県、石川県、仙台市、甲府市）実施した。消費者団体、事業者団体の要請を受け、消費科学センター、消費者団体連合会、コープデリ生活協同組合連合会に講師を派遣した。その他、大学、学会、展示会の講演に講師を派遣した。オンラインによる講演が主であり、訪問先からオンライン配信する場合もあった。

海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により対応できなかった。

(3) 訪問学習受入れ

オンライン会議システムを利用し、防衛医科大学、慶應義塾大学及び新潟大学の学生の訪問学習の受け入れを行った。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

「食の安全ダイヤル」に寄せられた消費者等からの問合せに対応した。必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミュニケーション担当者会議にて関係省庁（消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省）へ情報を提供した。

よく聞かれる質問等について、Q&Aをホームページで公開しており、古い情報の改訂を進めた。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子で学べる特設ウェブコンテンツ「知ろう！考えよう！食べものと放射性物質」を公開した。また、一般消費者を対象とした食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える 食品中の放射性物質」をオンライン開催し、意見交換を行った。

(1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を複数地域で開催する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を各地で開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受け入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

<p>リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（26回）。</p> <p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体が行うリスクコミュニケーションによって、より効果的に科学的知識の普及が図られるよう、全国食品安全連絡会議を9月と2月に開催した。9月のテーマは「リスクコミュニケーション」、2月のテーマは「残留農薬のリスク評価」と定め、それぞれYouTubeにより情報を動画で配信し、参加団体から寄せられた質問をもとにQ&A集を作成し、共有した。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 消費者団体の要望を踏まえつつ、食品安全委員会が行っている情報発信の取り組みや健康食品に関して消費者団体の構成員向けに情報提供し、意見交換を行った。また、マスメディアに対しては残留農薬のリスク評価に関してオンラインセミナーを開催し、意見交換を行った。</p> <p>(4) 学術団体との連携 日本薬学会レギュラトリーサイエンス部会のフォーラム、日本食品化学学会シンポジウム及び日本食品衛生学会近畿ブロック公開セミナーに講師として委員を派遣した。 令和2年度の学会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止ないしはオンライン開催とする学会が多く、ブース出展はできなかった。日本農薬学会の要旨集に、食品安全委員会の活動を紹介する広告を掲載した。</p>	<p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照） さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、定期的に意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 マスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、災害発生時における食中毒への注意を促す情報やCOVID-19と食品との関係に関する情報について、Facebookを通じて提供を行った。</p>	<p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提</p>

<p>2 緊急事態への対処体制の整備 令和2年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について2月4日の第32回企画等専門調査会において報告し、検証を行った。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 令和2年2月18日の第773回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする令和2年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応手順研修：5月29日 ・ 情報収集・発信研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信研修：7月15日 ・ 情報収集研修：7月17日 ・ 情報共有・発信研修：7月29日及び7月31日（2回開催） ・ 対応事例講習会：10月7日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認訓練：12月10日 <p>訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を強化する必要があること。 ・ 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は効果的な設計であり、次年度についても、引き続き訓練を実施すること。 ・ テレワークを実施している職員がいる状態における緊急時対応を想定した訓練を実施する必要があること。 	<p>供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配布した。 収集した情報を隔週で「食品安全総合情報システム」に登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームペ</p>	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎</p>

<p>ージを通じて国民に対して情報提供を行った。</p> <p>また、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p> <p>食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門調査会等の専門委員選任に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</p>	<p>日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた国際会議等については、多くが翌年以降に延期となったが、一部についてはウェブ会議システムを利用することにより開催された。ウェブ会議システムを利用することにより開催された下記の会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年6月 第89回FAO/WHO合同食品添加物会議（JECFA） （テーマ：食品添加物） WHOエキスパートとして専門委員1名が参加。 ・ 2020年6月 第35回経済開発協力機構（OECD）農薬作業部会 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加。 ・ 2020年9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2020年4月20日 情報収集のため委員1名及び事務局職員4名が参加。 ・ 2020年10月 2020国際食品保全学会（IAFP）（テーマ：食品衛生） 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加。 ・ 2021年3月 第2回食品安全機関会合（Heads of Food Agencies Forum） 意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加。 ・ 2021年3月 米国毒性学会 情報収集のため事務局職員1名が参加。 	<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2020年5月 Prion2020</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）トレーニングコース 6月 第89回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA） （テーマ：食品添加物） 6月 第35回OECD農薬作業部会 8月 米国バイオ規制視察 9月 JMPR 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2020 10月 第90回JECFA（テーマ：食品汚染物質） 10月 化学物質の複合曝露に関する国際ワークショップ及びリスク評価手法に関するリエゾングループ物理的会合 <p>2021年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>

<p>2 海外研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外から研究者や専門家を招へいたイベントを開催することができなかった。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化 米国食品医薬品庁国立毒性研究センター（NCTR/FDA）が中心となり開催された2021年レギュラトリーサイエンスに関する国際会合（GSRS2021）並びに豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、アイルランド食品安全庁（FSAI）及びサウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）が中心となり開催された第2回食品安全機関会合（Heads of Food Agencies Forum）にウェブ参加し、情報交換を行うとともに海外の食品安全機関等との連携の構築を図った。また、協力文書を締結している食品安全機関とは、担当者間の日常的なメールでの連絡に加え、2021年2月にはウェブ会議システムを利用して欧州食品安全機関（EFSA）と担当者間の情報及び意見交換会を行った。 なお、6月にはEFSA主催の科学的専門家会合（EFSA Scientific Colloquium）に、8月にはドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）のリスク評価及びリスクコミュニケーションに関するサマースクールに事務局職員を派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が1年見送られた。 このほか、各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている「リスクコミュニケーションに関する国際リエゾングループ（IRCLG）」や「食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ（ILMERAC）」等に参加し、適宜情報交換を行った。</p> <p>4 海外への情報発信 英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、海外への情報発信の充実のため、英語版ホームページの改善を図った。 委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」について、vol. 8 No. 2（令和2年6月）、vol. 8 No. 3（令和2年9月）、vol. 8 No. 4（令和2年12月）及びvol. 9 No. 1（令和3年3月）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、これらは、Vol. 4 No. 1（平成28年3月）以降に発行したバックナンバーも含め、Information, U.S. 内のNational Library of Medicineが運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ（PubMed Central：PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。</p>	<p>2 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p> <p>4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>
<p>Ⅲ 令和2年度における委員会の運営状況の総括 委員会の事業運営については、おおむね、令和2年度食品安全委員会運営計画に基づき実施することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。 今後、令和3年度食品安全委員会運営計画に基づく事業運営に当たっては、以下に総括された内容を踏まえて実施していくことが望まれる。</p> <p>1 食品健康影響評価 令和2年度は、計100件の評価を終了してリスク管理機関に通知しており、確実に評価を実施できた</p>	

考える。しかしながら、依然として評価中の案件が約285件あること等を考えると、引き続き、評価体制の強化が必要である。また、国際機関等とは定期会合等での連携が進んできており、今後ともリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と積極的に情報交換を行い、国際動向にも沿った評価の迅速化・効率化を図る必要がある。

2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価等を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考える。今後も引き続き、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、募集段階から目的意識を明確化するなど、真に必要性の高いものを選定する必要がある。

3 リスクコミュニケーション

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が大きく変動する中、オンライン会議システムや動画配信、SNS等のツールを利用しながらリスクコミュニケーションを進めた。情報発信については広く実施したものの、本来のリスクコミュニケーションの形である双方向のコミュニケーションの実践については課題が残った。戦略的なリスクコミュニケーションを実施するためには、今後も、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、リスクコミュニケーションの実施分野（テーマ）や対象者（関係グループ）の重点化を進めていく必要がある。

4 国際関係

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降、予定していた多くの国際会議等が中止や延期となり、海外の専門家の招へいによる国際セミナーやワークショップの企画及び開催が困難な状況が継続しているが、メールやウェブ会議システムを利用して海外の関係機関との情報及び意見交換を行い、また、英語版ホームページや英文電子ジャーナルを通じて、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、食品安全委員会が行う食品健康影響評価の概要及び評価指針等を国内外に広く情報発信することができたと考える。今後は、海外への積極的な情報発信を継続するとともに、将来的な対面での意見交換・情報交換を模索しつつ、ウェブ会議システムを利用した海外の関係機関との意見交換・情報交換の実施、海外の研究者や専門家を講師等に迎えたイベント開催の可能性を検討する。

注：月日の表記において、年を特定していない場合は、4月から12月までは令和2年、1月から3月までには令和3年を指す。